

新型コロナウイルス関連のビジネス向け支援制度・行政命令
(オハイオ州)

☆ 各支援項目名をクリック頂くと、個別概要のご説明ページに移動することができます。

■ オハイオ州

・ [小規模企業支援事務局](#)

(Office of Small Business Relief)

<https://businesshelp.ohio.gov/>

■ オハイオ州

・ [オハイオ州 PPE 製造設備入替・州内製造移管補助金プログラム](#)

(Ohio PPE Retooling and Reshoring Grant Program)

https://development.ohio.gov/bs/bs_ppe-rrgpg.htm

■ オハイオ州

・ [オハイオ州マイノリティ小規模企業補助金プログラム](#)

(Ohio Minority Micro-Enterprise Grant Program)

https://development.ohio.gov/bs/bs_mmegp.htm

■ クリーブランド市

・ [クリーブランド市緊急運転資金融資プログラム](#)

(City of Cleveland Emergency Working Capital Loan Program)

<https://makeitincleveland.org/news/city-of-cleveland-emergency-working-capital-loan-fund>

■ クリーブランド市

・ [緊急運転資金融資プログラム \(レストラン・理容美容・小売向け\)](#)

(Emergency Working Capital Program - Specially Impacted Businesses)

<https://makeitincleveland.org/incentives/emergency-working-capital-program-specially-impacted-businesses>

小規模企業支援事務局
(Office of Small Business Relief)

実施主体	施策	ウェブサイト
オハイオ州	情報提供	https://businesshelp.ohio.gov/

概要
オハイオ州の小規模企業向け支援に関する情報提供をまとめたウェブサイト

施策の要点
【経済再開にむけて】 - PPE に関する情報 - 再開準備 - 経済再開ガイドライン - 営業停止 - 業種別再開要項 【支援策】 - 新型コロナウイルス感染拡大を受けて小規模企業がすべきこと - 民間企業・非営利団体向け支援 - 解雇の代替手段 - 銀行による支援

問い合わせ先
【小規模企業支援事務局】 BusinessHelp@Development.Ohio.Gov

オハイオ州 PPE 製造設備入替・州内製造移管補助金プログラム
(Ohio PPE Retooling and Reshoring Grant Program)

実施主体	施策	ウェブサイト
オハイオ州開発事業局	補助金	https://development.ohio.gov/bs/bs_ppe-rrgpg.htm

概要
オハイオ州開発事業局による、個人用保護具(以下 PPE)の供給不足を受け、製造業及びその他の企業が既存施設を州内の使用を目的とした PPE 製造用の設備に入替、若しくは州内に製造拠点を移管するための補助金プログラム

施策の要点
【支給対象】 - SBA の基準を満たす小規模企業 - 州内にある自社の施設にて独自に PPE の製造を行うことができる - 以下のいずれかに当てはまる企業 -既存の製造ラインに PPE 製造用設備を入替/変更した、もしくはこれから入替/変更する予定がある -PPE 製造のために新規に製造施設を設立した -PPE 製造を必然的に始めている、もしくはこれから始める予定がある非営利団体 - 以下いずれかの PPE を 1 種以上製造している、もしくはする予定がある 医療用マスク/ガウン/医療用手袋/布マスク/フェイスシールド/体温計/消毒液/清掃・消毒用品/ その他、開発事業局によって許可されたもの - オハイオ州政務当局及びオハイオ州環境保護局と良い関係にあり、オハイオ州務長官に登録されていること - 州内での販売を最優先すること 【補助金の用途】 - PPE 製造に必要な機器の購入、設備入替/設置に係る費用 (例 建築費、設計・エンジニアリング費、設備拡張費、FDA 基準に適合するために係る費用) 2020 年 3 月 21 日以降に発生した経費についてのみ清算可能 【支給額】 1 施設に対し、最大 50 万ドル - 補助金全体の最大 20%は 25 人未満の零細企業と非営利団体のために使われる

【補助金支給について】

- 50%は同意書を交わした時点で支給され、残りの 50%は発生した経費が補助金の対象であることの信憑を 3 ヶ月以内に提出された時点で支給される
- 経費の精算については 12 ヶ月以内に発生したものが対象となり、以下の書類の提出が必要
 - インボイス
 - 支払が証明できるもの
 - 申請書に明記された PPE が製造されていることが証明できるもの

【報告書の提出について】

応募者は事業開始後 1 年後に PPE 生産状況や新規雇用などについて述べた事業完了報告書の提出が求められる。また同時に申請時と同じ施設で PPE の製造を継続していることを報告書内で証明すること。

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
民間企業	なし	なし	500 人以下

申請に関わる情報
【申請書】 https://development.force.com/ODSA/s/login/?ec=302&startURL=%2FODSA%2Fs%2Fppe

留意事項
なし

問い合わせ先
【オハイオ州開発事業局】 ppe_retooling@development.ohio.gov

**オハイオ州マイノリティ小規模企業補助金プログラム
(Ohio Minority Micro-Enterprise Grant Program)**

実施主体	施策	ウェブサイト
オハイオ州	補助金	https://development.ohio.gov/bs/bs_mmegp.htm

概要
新型コロナウイルスの影響を受けたマイノリティが経営する企業を対象とした補助金プログラム

施策の要点
【支給対象】 2020 年 2 月 29 日時点において、マイノリティ経営者による小規模企業、若しくは EDGE 認定された女性経営者による企業であること *EDGE 認定について：https://das.ohio.gov/Divisions/Equal-Opportunity/Business-Certification/Encouraging-Diversity-Growth-and-Equity-EDGE-Program - 従業員 10 名以下 - 年間収益が 50 万ドル未満 - 連邦政府の CARES Act の支援を受けていない - 納税、融資返済が適切に行われていること 【支給額】 1 万ドル

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
民間企業	なし	なし	10 名以下

申請に関わる情報
【申請書】 https://development.force.com/ODSA/s/login/?ec=302&startURL=%2FODSA%2Fs%2Fohio-micro-enterprise-grant-eligibility
留意事項
• 先着順
問い合わせ先
【オハイオ州開発事業局】 bizgrants@development.ohio.gov

クリーブランド市緊急運転資金融資プログラム
(City of Cleveland Emergency Working Capital Loan Program)

実施主体	施策	ウェブサイト
クリーブランド市	融資	https://makeitincleveland.org/news/city-of-cleveland-emergency-working-capital-loan-fund

概要
クリーブランド市による COVID-19 の影響を受けた民間企業向け低金利融資

施策の要点
【支給対象】 2020 年 3 月 1 日時点、営業されていた企業 50%以上の持分権を持つ申込企業の代表が養育費の義務を 60 日以上滞納していないこと - 申込企業および関連企業が連邦政府、州政府、地方自治体の税金、雇用保険、労働者災害補償、またその他の義務付けられた支払いを 60 日以上滞納していないこと - 申込企業および関連企業が 2020 年 3 月 1 日時点で、クリーブランド市からの融資の返済を 60 日以上滞納していないこと - 農業関連事業者は対象外 【低利融資の内容】 - 最大 10,000 ドル - 金利：2021 年 1 月 1 日まで無利子、以降は 1% - 返済：2021 年 1 月 1 日から毎月 150 ドル 【提出書類(融資を受け取る際に提出。申込時には提出しなくてよい)】 - 企業情報 -定款 (該当する場合) -パートナーシップ契約書 (該当する場合) -会社存続証明書/ Certificate of Good Standing (オハイオ州州務長官発行) - 前年度決算報告書 2018 年、2019 年の納税申告書 - 市議会員のサポートレター

- 賃貸借契約書写し (該当する場合)
- 賃金支払帳写し (融資を給与支払いに充てる場合)

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
民間企業	なし	なし	なし

申請に関わる情報
【申請書】 https://www.betterinboone.org/localresources/sberf/sberfapplication/ 【送付先】 economicdevelopment@clevelandohio.gov

留意事項
• なし

問い合わせ先
【クリーブランド市経済開発課】 economicdevelopment@clevelandohio.gov

**緊急運転資金融資プログラム/レストラン・理容美容業・小売向け
(Emergency Working Capital Program - Specially Impacted Businesses)**

実施主体	施策	ウェブサイト
クリーブランド市	融資	https://makeitincleveland.org/incentives/emergency-working-capital-program-specially-impacted-businesses

概要
クリーブランド市による COVID-19 の影響を受けたレストラン・理容美容業・小売向け低金利融資

施策の要点
【支給対象】 2020 年 3 月 1 日時点、営業されていた企業 50%以上の持分権を持つ申込企業の代表が養育費の義務を 60 日以上滞納していないこと - 申込企業および関連企業が連邦政府、州政府、地方自治体の税金、雇用保険、労働者災害補償、またその他の義務付けられた支払いを 60 日以上滞納していないこと - 申込企業および関連企業が 2020 年 3 月 1 日時点で、クリーブランド市からの融資の返済を 60 日以上滞納していないこと - 農業関連事業者は対象外 【低利融資の内容】 - 最大 20,000 ドル - 金利：2021 年 1 月 1 日まで無利子、以降は 1% - 返済：2021 年 1 月 1 日から毎月 150 ドル 【低利融資の用途】 - 家賃、給与、水道光熱費、PPE(個人用保護具)購入費 - PPE 購入に使用された融資の 50%(最大 1 万ドル)は返済免除対象 【提出書類(融資を受け取る際に提出。申込時には提出しなくてよい)】 - 企業情報 -定款 (該当する場合) -パートナーシップ契約書 (該当する場合)

-会社存続証明書/ Certificate of Good Standing (オハイオ州州務長官発行) - 前年度決算報告書 2018 年、2019 年の納税申告書 - 市議会員のサポートレター - 賃貸借契約書写し (該当する場合) - 貸金支払帳写し (融資を給与支払いに充てる場合)
--

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
民間企業 (レストラン・理容美容業・小売)	なし	なし	なし

申請に関わる情報
【申請書】 https://makeitincleveland.org/assets/incentives/emergency-working-capital-fund-application-1590591197.pdf (PPE 購入に関する追加提出書類) https://makeitincleveland.org/assets/incentives/ed-supplemental-questionnaire-(6).pdf 【送付先】 economicdevelopment@clevelandohio.gov

留意事項
なし

問い合わせ先
【クリーブランド市経済開発課】 economicdevelopment@clevelandohio.gov

再開運転資金融資プログラム
(Restoration Working Capital Program)

実施主体	施策	ウェブサイト
クリーブランド市	融資	https://makeitincleveland.org/incentives/restoration-working-capital-program-loans-usd25-000-usd100-000

概要
クリーブランド市による従業員 30 名以上の企業向け低金利融資

施策の要点
【支給対象】 2020 年 3 月 1 日時点、営業されていた企業 50%以上の持分権を持つ申込企業の代表が養育費の義務を 60 日以上滞納していないこと - 申込企業および関連企業が連邦政府、州政府、地方自治体の税金、雇用保険、労働者災害補償、またその他の義務付けられた支払いを 60 日以上滞納していないこと - 申込企業および関連企業が 2020 年 3 月 1 日時点で、クリーブランド市からの融資の返済を 60 日以上滞納していないこと - 農業関連事業者は対象外 【低利融資の内容】 - 最大 100,000 ドル - 金利：2% - 返済：2%の金利のみ（1 年目） / 元利（2 年目以降 5 年間） 【提出書類(融資を受け取る際に提出。申込時には提出しなくてよい)】 - 企業情報 -定款（該当する場合） -パートナーシップ契約書（該当する場合） -会社存続証明書/ Certificate of Good Standing（オハイオ州州務長官発行） - 前年度決算報告書 2018 年、2019 年の納税申告書

- 市議会員のサポートレター
- 賃貸借契約書写し (該当する場合)
- 賃金支払帳写し (融資を給与支払いに充てる場合)

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
民間企業	なし	なし	30 名以上

申請に関わる情報
【申請書】 https://makeitincleveland.org/assets/incentives/restoration-working-capital-fund-application-(1).pdf 【送付先】 economicdevelopment@clevelandohio.gov

留意事項
なし

問い合わせ先
【クリーブランド市経済開発課】 economicdevelopment@clevelandohio.gov

【免責条項】

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。行政府からの支援措置、行政措置は変更があり得ますので、最新の内容のご利用される方が直接、各行政府にご確認されるようお願い致します。